

エポック訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は株式会社 prana link が設置するエポック訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 1 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
 - 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
 - 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

- 第3条
- 1 ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
 - 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称：エポック訪問看護ステーション
- (2) 所在地：兵庫県伊丹市南町 4-5-23
電話番号：072-770-1657
FAX：072-714-2188

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名（常勤）
管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上(内1名は常勤とする。)
訪問看護計画書、介護予防訪問看護計画書（以下、「訪問看護計画書等」という。）及び訪問看護報告書、介護予防訪問看護報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 ※必要に応じて雇用し配置する。
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 1 ステーションの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から日曜日までとする。但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間：午前9時から午後7時までとする。
- 2 常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

但し医療保険適用となる場合を除く。

※ 介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合は以下のとおり
末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者等

訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書等を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 療養上の世話
清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア
- (2) 診療の補助
褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること
- (4) 家族の支援に関すること
家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(衛生管理等)

第9条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 1 当該事業者は利用者の人権擁護、虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止する為の従業員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止の為に必要な措置

2 事業者はサービス提供中に、当該事務所の従業者または擁護者（利用者の家族など利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、市町村に通報するものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 1 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第12条 1 ステーションは、介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、以下の利用料をお支払いいただくものとする。

(1) 法定代理受領分：介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額

(2) 法定代理受領分以外：介護報酬告示上の額

※ 但し、支給限度額を越えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

2 健康保険指定訪問看護の提供に係る利用料は、健康保険法に関する基準により算定した額とする。

3 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、以下の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置 11,000 円

(2) 通常の実施地域(約 30 分圏外)を超えて 1 キロメートル当たり 100 円 (ガソリン代、実費相当額)

(3) キャンセル料 2,200 円

(4) 吸引器、点滴スタンド及び酸素飽和度測定器等を使用した場合の利用料は、重要事項説明書に記載の料金により支払を受けるものとする。

4 支払いを受ける場合には、別途定める料金表に基づき利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(通常業務を実施する地域)

第13条 ステーションが通常業務を行う地域は、伊丹市、尼崎市、川西市、宝塚市とする。

(相談・苦情対応)

第14条 1 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(秘密の保持)

第15条 1 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。

2 ステーションが得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 1 ステーションは、事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等、事故の発生防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実がステーションの管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故の発生防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。

2 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存する。

4 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(研修による計画的な人材育成)

第17条 1 ステーションは、適切なサービス提唱ができるよう、従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上のためにその研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第18条 1 ステーションは、その提供する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 ステーションは、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(暴力団等の影響排除)

第19条 ステーションは、その運営について暴力団の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第20条 1 ステーションは、社会的使命を充分認識しステーションは、社会的使命を認識し、職員の資質向上を図るために、研修の機会を確保するものとする。

2 ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保管しなければならない。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 prana link の代表取締役と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。